

はじめに

『介護サービス情報の公表』制度の対象となられた事業所の皆様へ

介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用場面において保障するべく、平成18年4月より施行されている制度です。

施行後、順次サービスが追加され平成21年4月に対象サービス全てに導入が完了し本格施行に至っています。

介護サービス情報の公表制度創設の背景には、介護保険制度自体の根幹としてある①介護保険サービスは利用者と事業者との契約により提供する考え ②利用者がより良いサービス（事業者）を適切に選択（自己決定）できることを支える情報提供の必要性が検討されたことに始まっています。

平成17年に「介護保険法の一部を改正する法律」が公布され、①予防重視型システムへの転換 ②利用者負担の見直し ③新たなサービス体系の確立 ④サービスの質の確保・向上 ⑤制度運営・保険料の見直しなど、介護保険法の目的に要介護状態となった高齢者などの「尊厳の保持」を明確化する趣旨が盛り込まれました。

改正介護保険法により新たに事業所に対し義務付けられたものが、『介護サービス情報の公表』です。

介護サービス事業者が自らの責任においてサービス内容などに関する情報を公表することで、利用者の選択を支援し、公表されている情報と現場のサービス提供場面とが、常に利用者の視点で検証される仕組みであり、サービスの品質管理マネジメントの観点からも有効な手段となります。

本手引きでは、公表制度の概要や流れについてまとめていますので、調査票提出にあたっての参考としていただければ幸いです。

平成23年6月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道介護サービス情報公表センター

目 次

1	『介護サービス情報の公表』制度とは	1
(1)	制度の趣旨・目的	1
(2)	法的根拠	1
(3)	公表制度の仕組み	1
(4)	指導監査、第三者評価との違い	2
(5)	対象となる事業所	2
(6)	事務手数料について	3
(7)	公表制度の頻度	4
(8)	地域密着型サービス外部評価との関連について	4
(9)	一体的に公表するサービス	4
2	『介護サービス情報の公表』制度の流れ	7
(1)	公表制度の流れ	7
(2)	報告	10
(3)	調査（既存事業所のみ）	11
(4)	公表	11
(5)	基本情報の修正について	12
(6)	平成23年度のスケジュール	12
3	問い合わせ先	13
(1)	訪問調査に関すること	
(2)	報告・調査・公表に関すること	
(3)	公表制度全般に関すること	
☆	参考資料	
1	介護保険法（抜粋）	14
2	北海道介護サービス情報の公表実施要綱	17
3	北海道保健福祉部手数料条例（抜粋）	23
4	平成23年度北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・公表計画	24
	・ 「介護サービス情報の公表」任意報告希望申出書	27
	・ 介護サービス情報の報告・調査・公表の義務がないことの申出書	28
	・ 「介護サービス情報の公表」計画変更申出書	29

1 『介護サービス情報の公表』制度とは

(1) 制度の趣旨・目的

「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用者に対して介護サービス事業所に関する共通の項目による情報を提供し、その情報をもとに利用者自らが主体的に事業所の比較検討・選択が可能となるよう支援することを目的としたものです。

介護サービス事業所の基本的な事項やサービスの内容、運営などの取組状況に関する情報をそのまま公表するものであり、ここで公表される情報の責任は事業所が有しています。そのため、事業所は公表される情報に対する説明責任があり、公表制度に対する真摯な態度が求められます。

(2) 法的根拠

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法第 115 条の 35 から同 115 条の 43 に規定されています（P14～参照）。

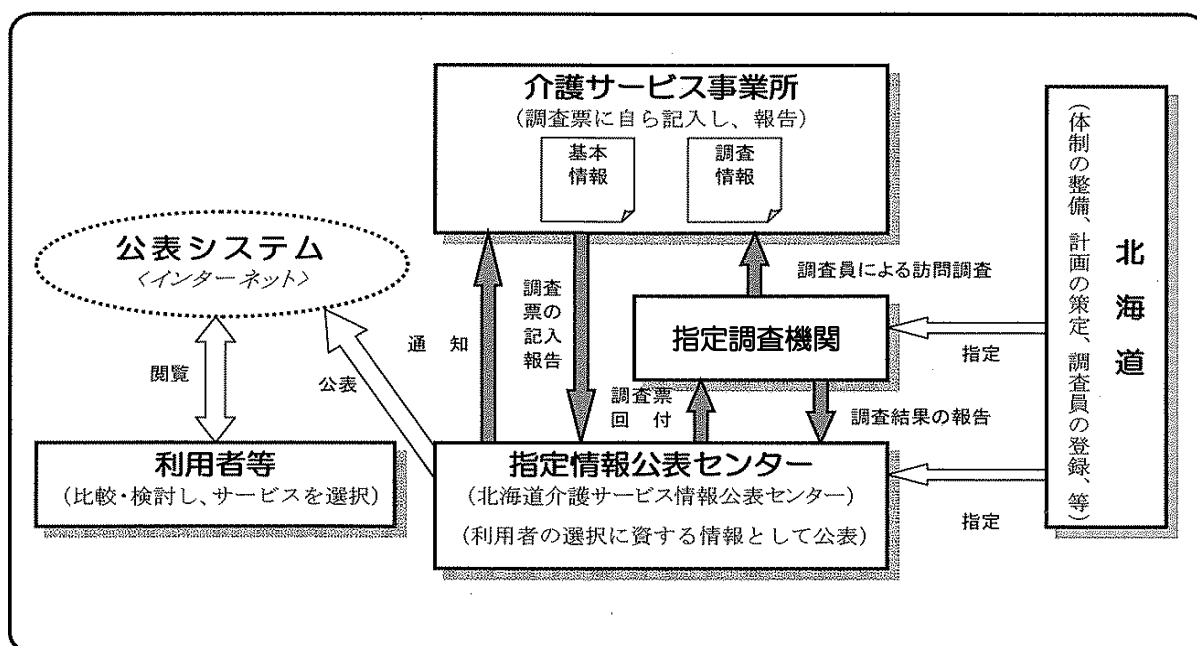
(3) 公表制度の仕組み

「介護サービス情報の公表」制度には、報告・調査・公表という三つの段階があります。

【報告】介護サービス事業所が、利用者による事業所の選択に資するサービス毎の情報について、北海道知事の指定する指定情報公表センターに報告を行います。

【調査】北海道知事の指定する調査機関が、北海道に登録された調査員を事業所に派遣し、事業所から提出された報告をもとに、調査情報項目について客観的事実の有無を確認します。調査員は、事実確認をするのみで指導や評価は行いません。

【公表】公表センターが、事業所から提出された基本情報と調査機関から報告された調査結果をインターネット上で公表します。



(4) 指導監査、第三者評価との違い

「介護サービス情報の公表」制度は、指導監査、第三者評価と比べて、結果の公表の義務や公表される項目の統一性の点で違いがあります（下表参照）。

<指導監査、第三者評価と、情報の公表制度の違い>

	指導監査	第三者評価			情報の公表制度
		コンサルティング等	認証等	格付け等	
目的	○指定基準の遵守状況等を確認	○事業所の自主的なサービスの質等の向上への取組みを支援	○事業所の一定の質等について保証	○事業所の質等を定量的に格付け	○利用者による事業所の選択に資する情報の提供
実施主体	都道府県知事 (または市町村長)	民間の評価機関			都道府県 (指定情報公表センター) (指定調査機関)
実施の義務	義務	任意			義務※
結果の公表	無し	任意			義務※
特徴	○行政による強制力をもって行われる ○査察的視点で問題点を探す ○結果の公表を主たる目的としていない ○利用者が事業所を選択するための情報とはなりにくい	○専門性の高い評価者が評価し、改善指導等を行う	○評価主体が定めた評価基準にもとづき評価し、認証等を行う	○評価主体が定めた評価基準にもとづき評価し、格付け等を行う	○統一された項目により情報が公表される ○調査員が客観的事実の確認のために訪問調査を実施 ○内容の良し悪しの判断は行わず、評価は閲覧者である利用者 に委ねられる ○客観的な情報をもとに利用者による比較・検討が可能

※ 一部の事業所は情報の公表・調査の義務を負わない場合があります。詳細は後述。

(5) 対象となる事業所

① 既存事業所

報告・調査・公表の対象となる事業所は、計画の基準日（1月1日）の前年1年間（平成23年度においては、平成22年1月1日から同年12月31日まで）において、対象となる介護サービスを提供しており、そのサービスの対価として支払を受けた金額（利用者1割負担額を含む）が100万円を超える事業所です。

この金額が100万円以下（介護保険法施行規則第140条の44第1項イからヨに定め

る区分に掲げる介護サービスの対価として支払を受けた金額が 100 万円以下であって、それぞれの当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払を受けた金額が 100 万円を超えるものを除く) の事業所は報告・調査・公表の義務を負いません。

② 新規開設事業所・休止からの再開事業所

対象となる介護サービスを新たに提供しようとする事業所については、一年分のサービス提供などの実績がないことから、基本情報のみの報告・公表となります。

また、休止していた事業所が再開する場合も、新規開設事業所と同様に基本情報を報告・公表します。

<対象となる事業所と報告・調査・公表の義務>

	既存の指定事業所						新規の指定事業所			休止から再開する指定事業所		
	基準日前年1年間に支払を受けた金額が100万円以下			基準日前年1年間に支払を受けた金額が100万円を超える			報告	調査	公表	報告	調査	公表
	報告	調査	公表	報告	調査	公表						
基本情報	任意		任意	義務		義務	義務		義務	義務		義務
調査情報	任意	任意	任意	義務	義務	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意

(6) 事務手数料について

① 手数料区分

「介護サービス情報の公表」制度では、「北海道保健福祉部手数料条例」で2種類の事務手数料（「公表手数料」、「調査手数料」）が定められています。

同類型のサービスを一体的に運営している場合には、その区分の主たるサービスの手数料に介護予防サービスなどの手数料も含む取扱いとなります。

◆ 公表手数料：公表センターから請求があります。支払い期日は、介護サービス情報の報告提出期限と同日です。

◆ 調査手数料：調査票の受理後、訪問調査の前に各調査機関から請求があります。納付については、各調査機関の指示に従って下さい。

<手数料区分>

区 分	金 額	摘 要
介護サービス情報調査手数料	居宅系 21,200 円	北海道保健福祉部手数料条例 別表 168-ア (P23 参照)
	施設系 29,200 円	北海道保健福祉部手数料条例 別表 168-イ (P23 参照)
介護サービス情報公表手数料	9,700 円	北海道保健福祉部手数料条例 別表 169 (P23 参照)

※ 手数料納付時の振込手数料については、各事業所負担となります。

② 事務手数料の消費税の取扱い

消費税については、調査事務手数料および情報公表事務手数料ともに、課税されない（消費税不課税）こととなっています。

【参考】 老振発第 1226001 号 平成 18 年 12 月 26 日（抜粋）

調査事務及び情報公表事務は、都道府県知事に義務付けられているもので、介護サービス事業者に対する役務提供ではないことから、消費税法に規定する「資産譲渡等」に該当しないため、消費税の対象となる手数料には該当しない。

(7) 公表制度の頻度

「介護サービス情報の公表」は、北海道知事が毎年定める「北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・公表計画」に基づき、1年に1回実施されます。

【参考】 介護保険法施行令（抜粋）

（介護サービス情報の報告に関する計画等）< 介護保険法施行令第三十七条の二 >
法第百十五条の三十五第一項の規定による介護サービス情報の報告（以下この条において「報告」という。）は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。〔以下 略〕
（調査の方法）< 介護保険法施行令第三十七条の五 >
指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。〔以下 略〕

(8) 地域密着型サービス外部評価との関連について

平成 18 年の介護保険法改正により創設された地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所および認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）については、自ら提供するサービスの自己評価および外部評価が指定基準により義務付けられています。

平成 22 年度からの地域密着型サービス外部評価では、事業所の基本情報について、前年度に公表された「介護サービス情報の公表」制度の基本情報を参照することとなっています。

(9) 一体的に公表するサービス

条例に定める同類型の介護サービス（予防サービス、地域密着型サービスなど）を一体的に実施している事業所については、事業所の事務的負担や経費的負担などを考慮し、同類型の複数サービスの報告・調査を同時に行います。

訪問調査による事実確認（既存事業所）については、原則として主たるサービスのみを確認し、効率的な調査を行います。

なお、サテライト型の事業所については、本体事業所と基本的な項目の構成が同一であること、また、本体事業所と密接な連携を確保していることから、本体サービスの調査を以って事実確認を行ったものとみなします。

◆ 【居宅系サービス】

公表手数料：9,700円	合計額：30,900円
調査手数料：21,200円	

介護サービスグループ	サービスコード	対象サービス	主たるサービス
訪問介護	110	訪問介護	○
	610	介護予防訪問介護	
	710	夜間対応型訪問介護	
訪問入浴介護	120	訪問入浴介護	○
	620	介護予防訪問入浴介護	
訪問看護	130	訪問看護	○
	630	介護予防訪問看護	
	155	指定療養通所介護	
訪問リハビリテーション	140	訪問リハビリテーション	○
	640	介護予防訪問リハビリテーション	
通所介護	150	通所介護	○
	650	介護予防通所介護	
	720	認知症対応型通所介護	
	740	介護予防認知症対応型通所介護	
	155	指定療養通所介護	
通所リハビリテーション	160	通所リハビリテーション	○
	660	介護予防通所リハビリテーション	
	155	指定療養通所介護	
福祉用具貸与	170	福祉用具貸与	○
	670	介護予防福祉用具貸与	
	410	特定福祉用具販売	
	440	特定介護予防福祉用具販売	
小規模多機能型居宅介護	730	小規模多機能型居宅介護	○
	750	介護予防小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	320	認知症対応型共同生活介護	○
	370	介護予防認知症対応型共同生活介護	
居宅介護支援	430	居宅介護支援	○

◆ 【施設系サービス】

公表手数料：9,700円	合計額：38,900円
調査手数料：29,200円	

介護サービスグループ	サービスコード	対象サービス	主たるサービス
特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	331	特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	○
	351	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	
	335	特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム (外部サービス利用型)	
	355	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム (外部サービス利用型)	
	361	地域密着型特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	
特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	332	特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	○
	352	介護予防特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	
	336	特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム (外部サービス利用型)	
	356	介護予防特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム (外部サービス利用型)	
	362	地域密着型特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	
特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅	334	特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅	○
	354	介護予防特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅	
	337	特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅 (外部サービス利用型)	
	357	介護予防特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅 (外部サービス利用型)	
	364	地域密着型特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅	
介護老人福祉施設 ※	510	介護老人福祉施設	○
	540	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	210	短期入所生活介護	
	240	介護予防短期入所生活介護	
介護老人保健施設 ※	520	介護老人保健施設	○
	220	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	
	250	介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	
介護療養型医療施設 ※	530	介護療養型医療施設	○
	230	短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	
	260	介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	

※ 短期入所サービスを単独で実施している場合は、居宅系サービスの手数料になります。

2 『介護サービス情報の公表』制度の流れ

(1) 公表制度の流れ

「介護サービス情報の公表」は、北海道知事が毎年定める「北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・公表計画」に基づき実施されます。

<公表制度の流れ>

○ 公表計画の策定・通知

- ① 北海道が計画の基準日、計画期間、公表の対象となる事業者などを定め、介護保険法に基づく年間事業計画を策定。
- ② 公表センターから調査予定月、調査票提出期限、担当調査機関などを対象事業所へ通知。
- ③ 公表センターから対象事業所へ、パスワードの発行など各種書類を送付（送付時期についてはP12参照）。

○ 報告・受理

- ④ 事業者は、WEB上で調査票を入力（要ID・PW）。公表手数料を納付し納付報告をFAXで送信。
- ⑤ 公表センターは、事業者から提出された調査票の内容を確認し受理。
- ⑥ 各調査機関は、WEB上から対象事業所の調査票を取得。
- ⑦ 調査機関は、事業所及び調査員と調査日時を調整し事業所へ通知。
- ⑧ 事業所は調査機関の定める期日までに調査手数料を納付。
- ⑨ 調査機関から調査員へ、調査票を回付。

○ 調査

- ⑩ 調査員が事業所を訪問。調査票に基づき事実確認の調査を実施。
- ⑪ 調査員から調査機関へ、調査結果の報告および調査票の返却。
- ⑫ 調査機関は、調査票を確認しWEB上で調査結果を入力。公表センターに調査票を送付し報告。

※ ⑥から⑫については既存事業所のみ実施。

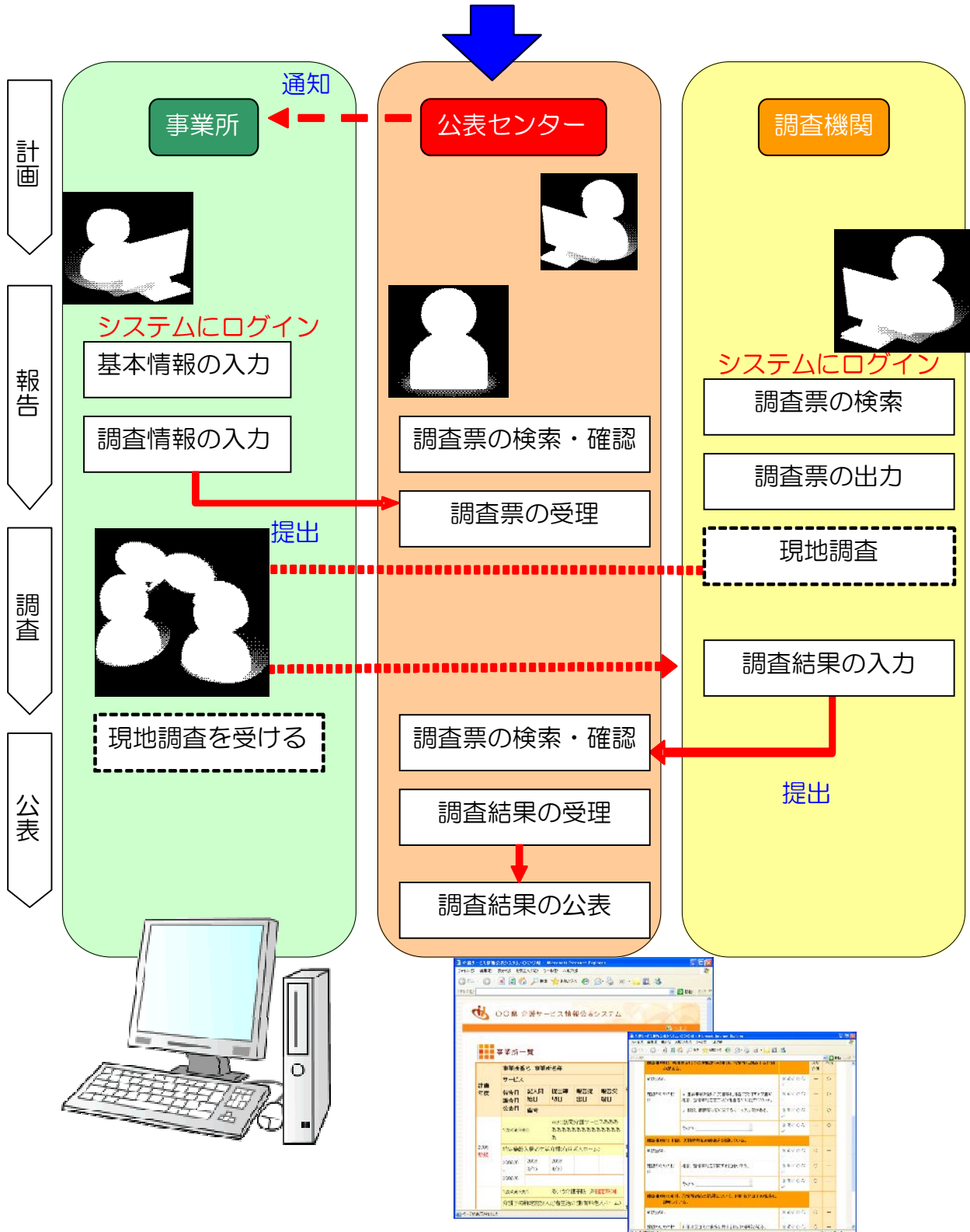
○ 公表

- ⑬ 公表センターは、調査結果の内容を確認し、基本情報・調査情報をインターネット上で公表。

【参考】既存事業所の場合

『介護サービス情報公表』業務の流れ
 ～ 報告から公表されるまでの流れ ～

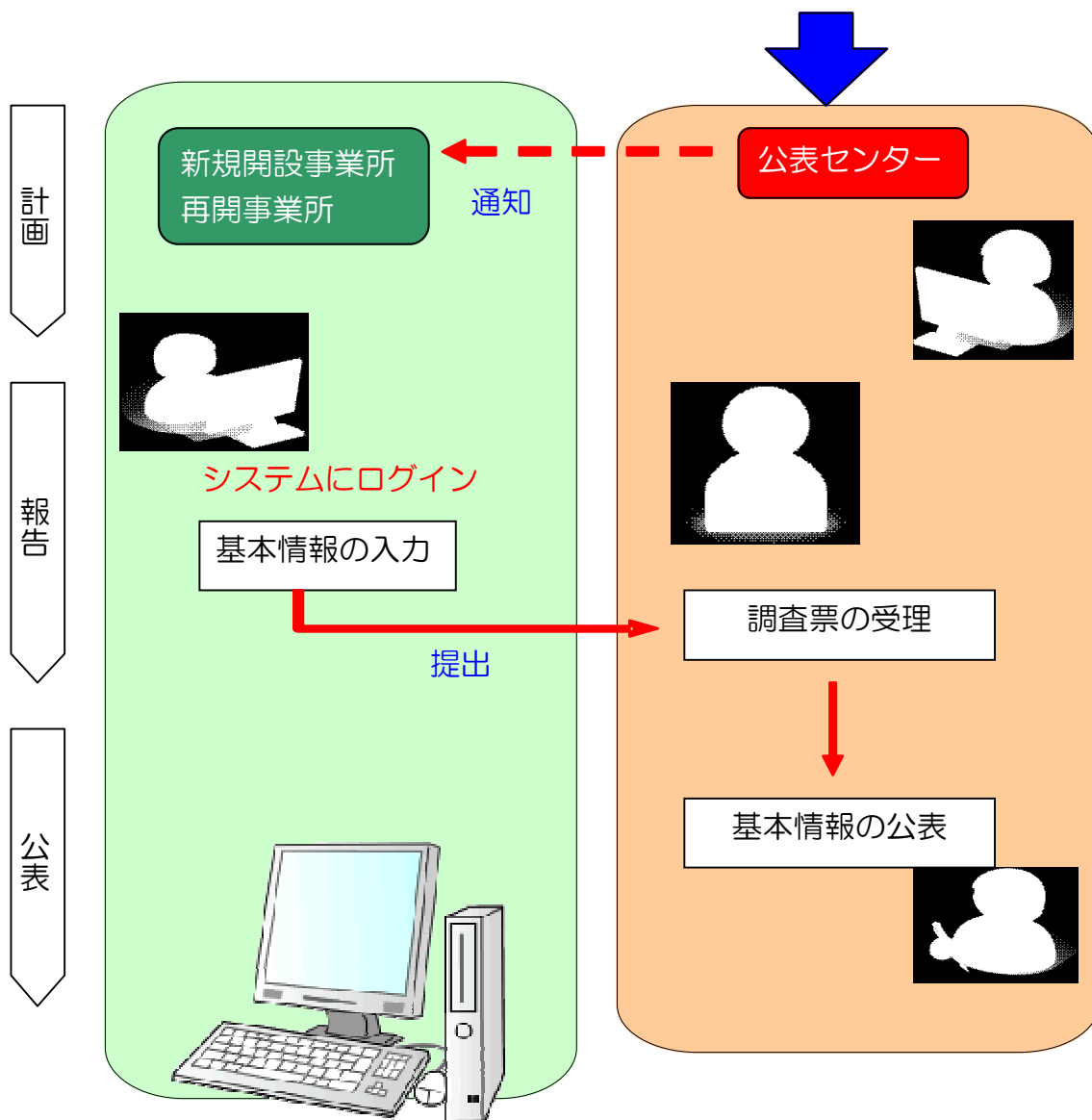
北海道による公表計画の策定・通知



【参考】新規事業所の場合

『介護サービス情報公表』業務の流れ
～ 報告から公表されるまでの流れ ～

北海道による公表計画の策定・通知



新規開設事業所・再開事業所については『基本情報』のみを提出し公表します。

(2) 報告

① 調査票の提出

「介護サービス情報の公表」制度における「報告」とは、インターネットを活用した情報報告システムを使用し、事業者が公表の対象となっている介護サービスの「基本情報調査票」および「調査情報調査票」に入力し、公表センターへ提出することをいいます。

報告システムへは公表センターのホームページから入ることができます。

ID・PWを入力し、ログインして調査票を提出してください。

なお、インターネット環境が整っていない事業所については、調査票様式を別途送付いたしますので、お手数ですが公表センターまでご連絡願います。

○ 公表センターホームページ <http://www.kaigojoho-hokkaido.jp>

(または、検索バーに「北海道介護サービス情報公表センター」と入力)

○ 公表センター電話番号(直通) 011-218-7516

※ システム操作方法、調査票記載例を公表センターのホームページに掲載しています。ご参照ください。

② 調査票の構成

◆ 基本情報：名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報です。(随時修正可能)

事業所の報告内容がそのまま公表されます。

◆ 調査情報：介護サービス事業所のサービス内容、運営などに関する情報です。

事業所が報告した情報の根拠資料について、指定調査機関の調査員が事実確認し、事業所の同意を得て公表されます。(訪問調査終了以降、修正不可)

< 調査票の構成 >

○ 基本情報調査票

事業所名:		事業所番号:		(社番)
基本情報(訪問介護)				
計画年度	2009年度			記入年月日
記入者名	所属・職名			
1. 事業所を運営する法人等に関する事項				
法人等の名称、または事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
法人等の種類	01:社会福祉法人(社協以外) 02:社会福祉法人(社協) 03:医療法人 04:社団・財団 05:営利法人 06:NPO 07:農協 08:生協 09:その他法人 10:地方公共団体(郡連合会) 11:地方公共団体(市町村) 12:地方公共団体(広域連合・一部事務組合等) 99:その他			
	(その他の組合、その他の)			
名称	(ふりがな)			
法人等の定たる事務所の所在地	〒			
法人等の連絡先	電話番号	FAX番号		
	ホームページアドレス	Eメール		
法人等の代表者の氏名及び職名	氏名	職名		
法人等の設立年月日	昭和・平成 年 月 日			

○ 調査情報調査票

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認の可否の判断	データ	記入	訪問調査	介護情報公表調査	介護情報公表調査
1. 介護サービス提供体制	1-1 介護サービス提供体制	1-1-1 介護サービス提供体制	1-1-1-1 介護サービス提供体制	1-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
2. 介護サービス提供体制	2-1 介護サービス提供体制	2-1-1 介護サービス提供体制	2-1-1-1 介護サービス提供体制	2-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
3. 介護サービス提供体制	3-1 介護サービス提供体制	3-1-1 介護サービス提供体制	3-1-1-1 介護サービス提供体制	3-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
4. 介護サービス提供体制	4-1 介護サービス提供体制	4-1-1 介護サービス提供体制	4-1-1-1 介護サービス提供体制	4-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
5. 介護サービス提供体制	5-1 介護サービス提供体制	5-1-1 介護サービス提供体制	5-1-1-1 介護サービス提供体制	5-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
6. 介護サービス提供体制	6-1 介護サービス提供体制	6-1-1 介護サービス提供体制	6-1-1-1 介護サービス提供体制	6-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
7. 介護サービス提供体制	7-1 介護サービス提供体制	7-1-1 介護サービス提供体制	7-1-1-1 介護サービス提供体制	7-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
8. 介護サービス提供体制	8-1 介護サービス提供体制	8-1-1 介護サービス提供体制	8-1-1-1 介護サービス提供体制	8-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
9. 介護サービス提供体制	9-1 介護サービス提供体制	9-1-1 介護サービス提供体制	9-1-1-1 介護サービス提供体制	9-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
10. 介護サービス提供体制	10-1 介護サービス提供体制	10-1-1 介護サービス提供体制	10-1-1-1 介護サービス提供体制	10-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
11. 介護サービス提供体制	11-1 介護サービス提供体制	11-1-1 介護サービス提供体制	11-1-1-1 介護サービス提供体制	11-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
12. 介護サービス提供体制	12-1 介護サービス提供体制	12-1-1 介護サービス提供体制	12-1-1-1 介護サービス提供体制	12-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
13. 介護サービス提供体制	13-1 介護サービス提供体制	13-1-1 介護サービス提供体制	13-1-1-1 介護サービス提供体制	13-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
14. 介護サービス提供体制	14-1 介護サービス提供体制	14-1-1 介護サービス提供体制	14-1-1-1 介護サービス提供体制	14-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
15. 介護サービス提供体制	15-1 介護サービス提供体制	15-1-1 介護サービス提供体制	15-1-1-1 介護サービス提供体制	15-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
16. 介護サービス提供体制	16-1 介護サービス提供体制	16-1-1 介護サービス提供体制	16-1-1-1 介護サービス提供体制	16-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
17. 介護サービス提供体制	17-1 介護サービス提供体制	17-1-1 介護サービス提供体制	17-1-1-1 介護サービス提供体制	17-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
18. 介護サービス提供体制	18-1 介護サービス提供体制	18-1-1 介護サービス提供体制	18-1-1-1 介護サービス提供体制	18-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
19. 介護サービス提供体制	19-1 介護サービス提供体制	19-1-1 介護サービス提供体制	19-1-1-1 介護サービス提供体制	19-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○
20. 介護サービス提供体制	20-1 介護サービス提供体制	20-1-1 介護サービス提供体制	20-1-1-1 介護サービス提供体制	20-1-1-1-1 介護サービス提供体制	○	○	○	○	○

(3) 調査（既存事業所のみ）

① 訪問調査

訪問調査では、北海道が指定した調査機関（全 15 機関）が調査員を事業所に派遣し、事業所から報告された調査票の調査情報項目について情報の根拠となる事実の確認を行います。

調査日は、事業所から公表センターへ調査票が提出され、かつ公表手数料が納付された後、各調査機関からの連絡・調整により決定されます。

事業所の同意を得た調査結果は、各調査機関から公表センターへ報告されます。

② 調査の時点と対象期間

○ 調査では報告日現在（『基本情報』調査票に記載した記入年月日）の事実の有無を確認します。

○ 過去の実績などの調査対象期間は、『基本情報』調査票に記載した記入年月日の前1年間です。

③ 調査方法にかかる共通的事項

○ 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業者がその材料がある旨を報告した事項について確認を行います。

○ 「確認のための材料」に対する調査は、事業所が提示する当該材料の事実の有無を確認するものです。この場合、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価、改善指導などを行わないものとします。

○ 「確認のための材料」欄の記述において、「A、B 又は C」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか一つが確認できればよいものとし、「A、B 及び C」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければなりません。

○ 「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規定の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認材料の確認を行わないこととします。

ただし、当該事業者が報告の対象外となり、あらためて報告の対象となった場合は、この限りではありません。

○ 「（その他）」欄の記載については、あらかじめ記載されている確認のための材料はないが、確認事項および確認のための材料の内容を踏まえて、あらかじめ記載されていない確認のための材料を報告することが可能な場合に記載します。

(4) 公表

北海道介護サービス情報公表センターでは、事業所から報告された基本情報と調査情報（調査結果）を、北海道が定めた「北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・公表計画」に基づきインターネット上で公表します。

公表された情報は、インターネット上の公表システムで閲覧できます。

<情報の検索>



(5) 基本情報の修正について

- ◆ 公表前の修正：情報が受理された後から公表されるまでの間は修正ができません。修正事項がある場合は公表センターへご連絡ください。
- ◆ 公表後の修正：公表後は、報告システム上で情報を修正できます。修正の方法は公表センターホームページに掲載しています。ご参照下さい。

(6) 平成 23 年度のスケジュール

	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査 (予備月)
ID・PW 発送	6/10 (金)	6/10 (金)	7/15 (金)	8/12 (金)	9/9 (金)	10/14(金)	11/11(金)
提出期限	6/30 (木)	7/8 (金)	8/5 (金)	9/2 (金)	10/7 (金)	11/4 (金)	12/2 (金)
公表月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 公表月は、原則として調査実施月の翌々月です。

※ 特段の事情がないかぎり計画は変更できません。やむを得ず調査予定月を変更する際は、別紙様式 3 (計画変更申出書)にご記載の上、公表センターへ提出してください。

3 問い合わせ先

(1) 訪問調査に関すること

指定調査機関（15 法人）

1	NPO 法人 福祉サービス評価機構 K ネット	札幌市中央区南 6 条西 11 丁目 1284 番地高砂サニーハイツ 401	011-522-9772
2	有限会社 NAVIRE	北見市本町 5 丁目 2-38	0157-31-7799
3	株式会社 サンシャイン	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 第 2 北海道通信ビル 9F	011-232-2301
4	有限会社 ふるさとネットサービス	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目 3 番地北 1 条ビル	011-222-3580
5	有限会社 北海道人材バンク	札幌市中央区南 1 条西 2 丁目 6-1 南 1 条 K ビル 9F	011-221-0640
6	NPO 法人 旭川まちづくりボランティアセンター	旭川市 2 条通 8 丁目 2 1 1 2 番地 2 条ビル 6 階	0166-26-5780
7	NPO 法人 さっぽろ介護 NPO 支援ネット	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 札通ビル 8 F	011-242-4333
8	有限会社 ゆとろぎ	常呂郡訓子府町日出 1 4 番地 6	0157-47-5111
9	ニチゴ産業株式会社	帯広市西 3 条南 4 丁目 4 番地 1	0155-23-0275
10	株式会社 マルシェ研究所	江別市幸町 3 1 番地 9	011-385-4900
11	企業組合 グループ・ダイナミクス総合研究所	札幌市手稲区手稲本町 2 条 4 丁目 4 番 8 号	011-686-2787
12	NPO 法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	江別市大麻新町 1 4-9	011-388-1251
13	株式会社 医療福祉人材バンク	札幌市中央区宮の森 2 条 10 丁目 3 番 10 号 宮の森 2 条マンション 202 号室	011-807-5714
14	有限会社 ライフプランニング	伊達市元町 2 7 番地 3	0142-82-3700
15	有限会社 クローバー	函館市鍛冶 2 丁目 3 3 番 3 号	0138-55-3966

(2) 報告・調査・公表に関すること

北海道介護サービス情報公表センター
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 福祉事業部 福祉サービス情報課
〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地
TEL 011-218-7516（公表センター直通）
011-241-3976（法人代表）
FAX 011-271-1977
E-mail : toiawase@kaigojoho-hokkaido.jp

(3) 公表制度全般に関すること

北海道庁 保健福祉部 福祉局 高齢者保健福祉課
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
TEL 011-204-5272（直通）

介護保険法（抜粋）

最終改正：平成二一年七月一五日法律第七七号

第十節 介護サービス情報の公表

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第一項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、

又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第二項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合には、第一項の規定により指定調査機関が行う前条第二項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(調査員)

第百十五条の三十七 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

第百十五条の三十八 指定調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（調査員を含む。同項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第百十五条の三十九 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告等)

第百十五条の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第百十五条の四十一 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第百十五条の三十六第三項及び第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第百十五条の四十三 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。

北海道介護サービス情報の公表実施要綱

第1 目的

本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）及び関係政省令に定めのあるほか、北海道における介護サービス情報の公表の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 趣旨

介護サービス情報の公表は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、法に基づく指定を受けた介護サービス事業所が現に行っている介護サービスの情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する情報）のうち、利用者の事業所選択に資する情報を定期的に報告し、公表するものである。

第3 指定情報公表センター

- 1 介護サービス情報の公表事務は、北海道知事が指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）が行うものとする。
- 2 指定情報公表センターの指定要件及び指定手続き等については、別に定めるところによる。
- 3 指定情報公表センターの行う公表事務は、次のとおりとする。
 - (1) 介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画の原案を策定すること。
 - (2) 介護サービス情報の報告の受理に関する事務
 - (3) 介護サービス情報の公表に関する事務

第4 指定調査機関

- 1 介護サービス情報の調査事務は、北海道知事が指定した者（以下「指定調査機関」という。）が行うものとする。
- 2 指定調査機関の指定要件及び指定手続き等については、別に定めるところによる。

第5 対象事業所

1 介護サービス情報の報告及び公表の対象事業所（以下「対象事業所」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）（以下「施行規則」という。）第140条の43で定めるサービスの指定若しくは許可を受けている事業所及び新たに当該サービスの提供を開始しようとする事業所並びに再開した事業所とする。ただし、第7の4(1)で定める計画の基準日以前に指定又は許可を受けている事業所であって、当該基準日以前の1年間において介護サービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担額を含む。）が、100万円以下の事業所（以下「少額事業所」という。）は除くものとする。ただし、介護サービスを提供する事業所又は施設において、施行規則第140条の44第一号イからヨに定める区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下で

あって、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えるものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、少額事業所が介護サービス情報の報告、調査及び公表を希望する場合は対象とする。

第6 介護サービス情報の公表の頻度

介護サービス事業者は、その事業所ごとに、原則として年1回介護サービス情報の報告及び公表を行うものとする。

第7 介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画

1 介護サービスの報告計画、調査計画、公表計画は、一体の計画（以下「計画」という。）として策定する。

2 計画は、指定情報公表センターが原案を作成し、北海道知事が決定する。

3 決定した計画は、速やかに、インターネット等により公表する。

4 計画は、次により策定するものとする。

(1) 計画の基準日

計画の基準日は、計画の期間の前年度の1月1日とする。

(2) 計画の期間

計画の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

(3) 報告の対象となる事業所の把握

北海道は、北海道国民健康保険団体連合会と連携して対象サービスの事業者に係る基準日前1年間における介護報酬支払額を把握し、報告の対象となる事業者を決定するとともに、決定した事業者の情報を、指定情報公表センターへ提供するものとする。

(4) 報告項目

対象事業所が報告する介護サービス情報は、介護保険法施行規則別表第1に掲げる項目（以下「基本情報項目」という。）及び同規則別表第2に掲げる項目（以下「調査情報項目」という。）とする。

(5) 事業所ごとの報告の提出先及び提出期限等

介護サービス情報の報告の提出先は指定情報公表センターとし、対象事業所ごとに、訪問調査の実施までに必要な事務処理期間を確保したうえで、提出期限を定める。

また、対象事業所からの受付開始時期は、原則として、提出期限の2週間前からとする。

(6) 事業所ごとの調査を行う月及び調査を行う指定調査機関の名称

対象事業所ごとに、調査を行う月及び調査を行う指定調査機関を定める。

指定調査機関を定めるに当たっては、各指定調査機関の調査実施可能量を勘案するとともに、担当する事業所数や担当する事業所の所在地域に偏りが無いよう配慮する。

(7) 事業所ごとの公表を行う月

対象事業所ごとに、調査を行う月等を勘案し、調査完了後2ヶ月を経過しないと見込まれる範囲で公表する月を定める。

(8) 新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等の報告項目及び提出期限

新たにサービスの提供を開始しようとする事業所は、基本情報項目を、事業所の指定を受けた月ごとに定める提出期限までに、又、サービスを再開した事業所は再開した月ごとに定める提出期限までに指定情報公表センターへ報告するものとする。

なお、指定又は許可の申請中の者から提出された基本情報項目については、指定又は許可を受けるまでは公表できないものであること。

第8 介護サービス情報の公表の実施

1 計画の通知等

- (1) 指定情報公表センターは、確定した計画を指定調査機関及び対象事業所へ通知するとともに、対象事業所に対し報告のために必要な様式等を配布するものとする。
- (2) 指定調査機関は、計画に基づき、調査を担当する事業所と調整を行い、訪問調査の実施日を決定し、指定情報公表センターへ報告するものとする。

2 介護サービス情報の報告及び受理等

- (1) 対象事業所は、提出時点の最新の状況により所定の様式を作成し、計画に基づく期限までに、指定情報公表センターへ介護サービス情報を報告するものとする。
- (2) 指定情報公表センターは、事業所から報告された介護サービス情報を受理し、計画と照合確認を行い、対象事業所からの報告状況について適正に管理を行うものとする。

3 調査の実施等

- (1) 指定情報公表センターは、事業所から提出された介護サービス情報を、速やかに、調査を担当する指定調査機関へ回付するものとする。
- (2) 指定調査機関は、指定情報公表センターからの介護サービス情報の回付を受け、計画に基づき事業所の訪問調査を実施する。
- (3) 訪問調査は、次により行うものとする。

ア 訪問調査は、北海道が作成した名簿に登録されている調査員が1名以上で行うこととし、調査実施の都度、業務依頼を行い、契約をすることにより確保するものとする。

イ 指定調査機関は、調査に従事する調査員に対し、事前準備に必要な期間を確保の上、調査対象事業所に係る介護サービス情報を通知するものとする。

ウ 調査員は、通知された介護サービス情報を持参のうえ、調査対象である事業所を訪問し、事業所を代表する者に対する面接調査等の方法によって調査を行うものとする。

エ 調査は、調査情報項目について行うものとするが、調査に当たっては、基本情報項目についても参照する。

オ 調査時点は報告日現在とし、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

カ 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業所が、当該材料がある旨報告をしたものについて行うものとし、事業所が提示する当該材料の、事実の有無を確認するものとする。

キ 調査員は、当該材料の有無を確認するものであり、当該材料の内容に関する良し悪しの評価や改善指導等を行ってはならない。

ク 調査員は、調査の終了時に事業所を代表する者に対し調査結果について説明し、事実誤認が無いこと及び調査結果がそのまま公表されることについての同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(4) 調査員は、調査終了後速やかに、依頼を受けた指定調査機関に対して調査結果を提出するものとする。また、通知を受けた介護サービス情報については全て返却するものとし、調査員個人が介護サービス情報及び調査結果を保有してはならない。

(5) 指定調査機関は、調査員から調査結果の提出を受けた場合は、未記入事項の有無等を確認の上速やかに指定情報公表センターに対し当該調査結果を報告するものとする。

4 介護サービス情報の公表等

(1) 指定情報公表センターは、指定調査機関から報告された調査結果について未記入事項の有無等を再度確認のうえ、計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする。

(2) 指定情報公表センターは、策定した計画の実施状況について適切に管理を行うものとし、適宜進捗状況について公表するものとする。

(3) 公表は、インターネットにより行うものとし、必要に応じ紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(4) 公表に使用する電子機器等（以下「公表システム」という。）は、北海道が調達し、指定情報公表センターへ無償貸与する。

(5) 貸与期間中の公表システムの保守及び管理は指定情報公表センターで行い、維持及び修繕に要する経費は指定情報公表センターで負担するものとする。

第9 調査員

1 調査員の要件

(1) 調査員は、平成17年度以降に北海道が実施する調査員養成研修を修了した者、若しくは、平成17年度に「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が実施した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修の課程を修了した者、平成18年度に「介護サービス情報公表支援センター」が実施した「介護サービス情報の公表調査員指導者養成研修」の課程を修了した者、その他北海道知事が調査員養成研修と認めた研修を修了した者で、北海道知事が作成する調査員名簿に登録されている者とする。

(2) 調査員は、研修を修了した介護サービスの調査にのみ従事できるものであり、新たな介護サービスの研修を終了した場合には、名簿登録事項の追加変更を行なうものとする。

(3) 現に介護サービスを提供する事業所に勤務している調査員は、原則として現に勤務している介護サービスと同業種の事業所の調査には従事できないものとする。

2 調査員名簿の管理等

(1) 調査員は全て北海道知事が作成する名簿により登録管理されるものとする。

(2) 登録調査員名簿は、本人の同意を得た者に限り、指定調査機関及び指定情報公表センターに対し情報提供を行う。

(3) 調査員は、名簿登録事項に変更が生じた場合は、別紙様式1により知事へ届け出るものとする。

(4) 調査員は、交付された調査員登録証を亡失、滅失又は破損等した場合は、別紙様式2により知事へ届け出を行い調査員証の再発行を依頼するものとする。

3 調査員への業務依頼

(1) 指定調査機関は、北海道から提供された名簿に基づき、担当する事業所の調査を行う調査員を選出し、個別に業務依頼を行うものとする。

(2) 指定調査機関と調査員は、調査への従事を合意した場合は、業務委託契約等を締結し、報酬等を含めた労働条件や指定調査機関の所属調査員としての身分等を明確にしなければならない。

第10 苦情等に対する対応

1 公表情報に関する苦情

(1) 公表情報に関する苦情の総合的な窓口は、指定情報公表センターとする。

(2) 指定情報公表センターは、基本情報項目に関する苦情に関しては自らが、調査情報項目に関する苦情に関しては指定調査機関を通じて、事業者に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合には、その旨を利用者に対して説明するものとする。この場合、公表されているサービス情報の訂正が必要な場合は、事業者に訂正の報告を行うよう指導し、報告に基づき訂正を行うものとする。

(3) 適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは北海道へ報告することとし、北海道は報告を受けて、介護保険法に基づく処分等を検討するものとする。

2 調査結果についての同意が得られない場合

(1) 調査員は、調査結果について事業者の同意が得られない場合は、依頼を受けた指定調査機関へ持ち帰り、協議するものとする。

(2) 指定調査機関は、事業者に対して照会等を行い、同意が得られた場合は調査結果を確定するものとする。

(3) 指定調査機関の対応でもなお同意を得られない場合又は指定調査機関で判断できない場合は、指定情報公表センターに協議するものとし、指定情報公表センターにおいて同様の対応を行うものとする。

(4) 指定情報公表センターにおいても同意を得ることが困難である場合は、指定情報公表センターは北海道へ報告することとし、北海道は報告を受けて、介護保険法に基づく処分等を検討するものとする。

3 調査に関する苦情

調査の実施に関する事業者からの苦情については、担当した指定調査機関を窓口とするが、指定情報公表センター及び北海道においても、適宜適切な対応を行うものとする。

4 苦情対応経過の記録等

北海道、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ苦情対応について経過を記録するとともに、相互に必要な情報を共有するため情報提供を行うものとする。

第11 秘密保持義務の遵守等

- 1 調査員並びに指定情報公表センター及び指定調査機関の役員、職員又はこれらの職にあった者（以下「調査員等」という。）は、公表事務又は調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 調査員等は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

第12 介護サービス情報の公表の調査事務及び公表事務に関する手数料

- 1 介護サービス情報の調査事務及び公表事務に要する費用は、調査及び公表を行おうとするサービス事業所が負担し、指定調査機関及び指定情報公表センターへ納付するものとする。
- 2 調査事務及び公表事務に係る手数料は原則として事前納付とし、指定調査機関及び指定情報公表センターは、正当な理由がなく手数料が納付されない場合には、提出された介護サービス情報を受理せず、又は計画された訪問調査を行わないことができる。
- 3 介護サービス情報の調査事務及び公表事務に係る手数料については、別途条例により定める。

附 則

- 1 本要綱は、平成18年5月22日から施行する。
- 2 第7の4(2)の規定にかかわらず、平成18年度の計画期間は、平成18年6月1日から平成19年3月31日とする。

平成19年改正附則

- 1 本要綱は、平成19年7月10日から施行する。

平成20年改正附則

- 1 本要綱は、平成20年6月30日から施行する。

平成21年改正附則

- 1 本要綱は、平成21年7月10日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例（抜粋）

<p>168 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査</p>	<p>介護サービス情報調査手数料</p>	<p>ア 居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型サービス(地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)、居宅介護支援、介護予防サービス(介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)又は地域密着型介護予防サービスに係る介護サービス情報の調査 21,200 円</p> <p>イ その他の介護サービスに係る介護サービス情報の調査 29,200 円</p>	<p>介護サービス情報の報告のときから調査のときまでの範囲内において指定調査機関が定めるとき</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 一の事業所又は施設について、次に掲げるいずれかの組合せによる介護サービスに関する介護サービス情報の調査が同時に行われる場合は、当該調査は、1件の調査とする。この場合における介護サービス情報調査手数料の金額は、当該調査の対象となる介護サービスに第3欄イに該当する介護サービスが含まれているときは、29,200 円とする。</p> <p>(ア) 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(イ) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護</p> <p>(ウ) 訪問看護、指定療養通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下この項において同じ。)又は介護予防訪問看護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(エ) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>(オ) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(カ) 通所リハビリテーション、指定療養通所介護又は介護予防通所リハビリテーションのうち2以上の介護サービス</p> <p>(キ) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(ク) 介護老人保健施設において提供される短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護老人保健施設において提供される介護予防短期入所療養介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(ケ) 介護療養型医療施設において提供される短期入所療養介護、介護療養施設サービス又は介護療養型医療施設において提供される介護予防短期入所療養介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(コ) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第14条第3号に定める施設において提供される短期入所療養介護及び同令第22条の14第3号に定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護</p> <p>(サ) 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(シ) 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(ス) 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち2以上の介護サービス</p> <p>(セ) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のうち2以上の介護サービス</p> <p>(ソ) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>(タ) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>イ 介護老人福祉施設において提供される介護福祉施設サービス及び当該介護老人福祉施設のサテライト型居住施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。次項において同じ。)において提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する介護サービス情報の調査が同時に行われる場合は、これらの介護サービス情報の調査は、1件の調査とする。</p>			
<p>169 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表</p>	<p>介護サービス情報公表手数料</p>	<p>9,700 円</p>	<p>介護サービス情報の報告のとき</p> <p>(摘要)</p> <p>ア 一の事業所又は施設について、前項摘要欄アの(ア)から(タ)までに掲げるいずれかの組合せによる介護サービスに関する介護サービス情報の報告が同時に行われる場合は、当該報告に係る介護サービス情報の公表は、1件の公表とする。</p> <p>イ 介護老人福祉施設において提供される介護福祉施設サービス及び当該介護老人福祉施設のサテライト型居住施設において提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する介護サービス情報の報告が同時に行われる場合は、これらの報告に係る介護サービス情報の公表は、1件の公表とする。</p>

平成23年度北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・公表計画

1 目的

本計画は、介護保険法施行令第37条の2、第37条の5及び第37条の11において準用する第37条の5に基づき、北海道内の介護サービス事業所の提供する介護サービス情報の報告、調査、公表に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、報告、調査及び公表計画(以下「計画」という)について定める。

2 計画の基準日

平成23年1月1日

3 計画の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間

4 対象となる介護サービス

計画の対象とする介護サービスは別表1に定めるとおり。

5 介護サービス情報の内容

報告、調査及び公表する介護サービス情報の内容については、介護保険法施行規則別表1に掲げる項目(以下「基本情報項目」という)及び同規則別表2に掲げる項目(以下「調査情報項目」という)とする。

ただし、新たに4に定める介護サービスの提供を開始しようとする事業所及び再開した事業所については、基本情報項目のみを報告、公表する。

6 報告の対象となる事業所

報告の対象となる事業所は次のとおりとする。

- (1) 4に定める介護サービスを提供する事業所のうち、北海道介護サービス情報の公表実施要綱(以下「実施要綱」という。)第5に定める事業所であって、別表2に搭載されている事業所。
- (2) 新たに4に定める介護サービスの提供を開始しようとする事業所。
- (3) 4に定める介護サービスを再開した事業所。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の他、4に定める介護サービスを提供する事業所で、その提供する介護サービス情報の報告を希望し、別紙1により北海道介護サービス情報公表センター(以下「公表センター」という)に申し出を行い、別表2に搭載された事業所。

7 調査の対象となる事業所

調査の対象となる事業所は次のとおりとする。

- (1) 4に定める介護サービスを提供する事業所のうち、実施要綱第5に定める事業所であって、別表2に搭載された事業所。
- (2) 上記(1)の他、6(4)により公表センターに申し出を行い、別表2に搭載された事業所。

8 公表の対象となる事業所

公表の対象となる事業所は次のとおりとする。

- (1) 4に定める介護サービスを提供する事業所のうち、実施要綱第5に定める事業所であって、別表2に搭載された事業所。
- (2) 新たに4に定める介護サービスの提供を開始しようとする事業所。
- (3) 4に定める介護サービスを再開した事業所。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の他、6(4)に該当する事業所。

9 報告・調査・公表の義務を負わない事業所

4に定める介護サービスを提供し、別表2に搭載された事業所のうち、施行規則第140条の44第一号及び第二号に定める事業所については、別紙2により公表センターに申し出ることにより、報告、調査及び公表の義務を負わないものとする。

10 報告の方法

公表センターの介護サービス情報公表システムの該当サービス調査票に入力・報告すること。

公表センターのホームページアドレスは次のとおり。

<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

公表センターの介護サービス情報公表システムで報告ができない事業者は、公表センターに連絡の上、公表センターから送付される調査票等(電子媒体を含む)に記入し、報告すること。

- 11 報告の提出先
報告の提出先は次のとおり。
北海道介護サービス情報公表センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1
北海道社会福祉協議会 福祉事業部 福祉サービス情報課
- 12 事業所ごとの報告の提出期限
6に定める報告の対象となる事業所の報告の提出期限は次のとおりとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その直前の公表センターの業務日とする。
(1) 6(1)に該当する事業所
13に定める調査を行う月の前月とする。
なお事業所ごとの提出期限は、別表2に記載のとおりとする。
(2) 6(2)、(3)に該当する事業所
別表3に記載のとおりとする。
(3) 6(4)に該当する事業所
事業所から申し出のあった日の翌月20日までとする。なお事業所ごとの提出期限は、事業所からの申し出のあった後、あらためて別表2に登載し公表する。
- 13 事業所ごとの調査を行う月
(1) 7(1)に該当する事業所
別表2に記載のとおり。
(2) 7(2)に該当する事業所
事業所からの報告を受理した月の概ね1ヶ月後とする。
- 14 事業所ごとの調査を行う指定調査機関
(1) 7(1)に該当する事業所
別表2のとおり。
(2) 7(2)に該当する事業所
事業所から申し出のあった後、あらためて別表2に登載し公表する。
- 15 調査結果の受理
公表センターは指定調査機関の調査結果について、未記入事項の有無等を確認の上、受理する。
- 16 事業所ごとの公表を行う月
(1) 8(1)に該当する事業所
指定調査機関が当該事業所の調査を行った月の翌々月末とする。
(2) 8(2)、(3)に該当する事業所
当該事業所から報告を受けた月の翌月末。
(3) 8(4)に該当する事業所
指定調査機関が当該事業所の調査を行った月の翌々月末とする。
- 17 公表内容の変更及び修正
(1) 基本情報項目の変更及び修正については、事業所からの申し出により、当該事業所から適切な説明が得られた場合に、公表センターは随時、変更及び修正を行う。
(2) 調査情報項目については、調査結果を公表後に事業所が公表内容の修正等を希望する場合は、これを公表センターに申し出ることができる。
(3) 公表センターは上記(2)の申し出内容を確認し、再調査が必要と認める場合には、再調査に係る報告、調査及び公表の計画を別表2に登載し、調査を実施する。
この場合当該事業所は、再調査に係る調査手数料を納めなければならない。
(4) 上記(2)及び(3)において調査情報項目の修正内容を確認した場合は、公表センターは、確認結果に基づき公表済みの調査情報項目を修正し、公表する。
この場合当該事業所は、修正公表に係る公表手数料を納めなければならない。
- 18 計画に関する事業所からの申し出
(1) 6及び7により報告、調査の対象として別表2に登載された事業所が、別表2に記載された提出期限又は調査実施月に報告又は調査を行うことができない場合には、別紙3により公表センターに対し計画の変更を申し出ることができる。
(2) 公表センターは上記(1)の申し出内容を確認し、その理由がやむを得ないものであると認められる場合に

は、当該事業所に係る計画を変更し、当該事業所及び担当する指定調査機関に対し、通知すること。

19 計画の管理

公表センターは計画の進捗状況等の管理を行い、計画に関する事業所からの申し出等を受け付け、適宜計画の変更等の対応を行うこと。計画の変更等について、公表センターは北海道知事に報告すること。

20 計画に対する意見等

計画の対象となる事業所は、計画に定められた事項に対する意見等(18による申し出を除く)がある場合には、計画の通知を受け付けた日から30日以内に公表センターに対して、意見を述べることができる。公表センターは、当該事業所に正当な理由があると認められる場合、計画の変更について配慮するよう努めること。

「介護サービス情報の公表」任意報告希望申出書

平成 年 月 日

北海道介護サービス情報公表センター 所長 様

所在地

開設者

氏 名



(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

当事業所は、平成23年度において介護サービス情報の報告義務はありませんが、介護サービス情報の報告を希望しますので、次のとおり申し出ます。

記

1 報告を希望する事業所

事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			
事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			
事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			
事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			

* 介護保険法施行規則第140条の44第一号イからヨに定める区分により一体的に運営する全ての事業所について、記載してください。

2 法人種別

コード記入欄	法人種別コード	01:社会福祉法人(社協以外) 02:社会福祉法人(社協) 03:医療法人 04:社団・財団 05:営利法人 06:NPO 07:農協 08:生協 9:その他法人 10:地方公共団体(都道府県) 11:地方公共団体(市町村) 12:地方公共団体(広域連合・一部事務組合等) 99:その他
--------	---------	---

* 法人等の種類については、「コード記入欄」に該当するコードを記入してください。

担当者	職 名	
	氏 名	
	電話番号	
	e-mail アドレス	

介護サービス情報の報告・調査・公表の義務がないことの申出書

平成 年 月 日

北海道介護サービス情報公表センター所長 様

所在地
開設者

氏名



(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

当事業所(施設)で提供する下記の介護サービスについては、介護保険法第115条の35条第1項の規定に基づき、規則第140条の44に規定する介護サービスの情報の公表の対象外となることを下記のとおり申し出るとともに、記載内容に虚偽が無いことを誓約いたします。

事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成22年1月1日から平成22年12月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			
事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成22年1月1日から平成22年12月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			
事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成22年1月1日から平成22年12月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			
事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成22年1月1日から平成22年12月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			

留意事項

- 介護保険法施行規則第140条の44第一号イからヨに定める区分により一体的に運営する全ての事業所について、基準日前1年間(平成22年1月1日から平成22年12月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額が、100万円以下の場合に本書により申し出を行ってください。
(1事業所でも100万円を超える場合は、一体的に運営する全ての事業所が公表の対象となります。)
- 「基準日前1年間(平成22年1月1日から平成22年12月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額」について
 - 平成21年11月1日から平成22年10月31日に提供したサービスについて、国保連から支払いを受けた額と利用者負担額の合計額を記載してください。(国保連からの支払いはサービス提供月の2ヶ月後となるため。)
 - 社会福祉法人等で減免等を行っている場合は当該減免後の額となります。

「介護サービス情報の公表」計画変更申出書

平成 年 月 日

北海道介護サービス情報公表センター 所長 様

所在地

開設者

氏 名

印

(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり平成23年度「介護サービス情報の公表」計画に係る調査予定月の変更を申し出ます。

記

1 変更を申し出る事業所

事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			
事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			
事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			
事業所番号		サービス種類	
事業所名			
所在地			

* 介護保険法施行規則第 140 条の 44 第一号イからヨに定める区分により一体的に運営する全ての事業所について、記載してください。

2 現行の調査予定月 _____ 月

3 変更を希望する調査予定月 _____ 月

※国の制度見直し状況等を見据える関係から、平成 24 年 1 月～3 月への変更はできません。

4 変更を希望する理由

Large empty rectangular box for providing reasons for the change.

担当者	職 名	
	氏 名	
	電話番号	

全国170万人加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK

天災タイプでは
地震・噴火・津波による
ケガもOK



年間
保険料

Aプラン… 280円

Bプラン… 420円

天災タイプもあります

*各プランの補償金額、補償内容
などの詳細は、専用のパンフレット
をご用意しておりますので、取扱
代理店にお問合せください。

ボランティア行事用保険

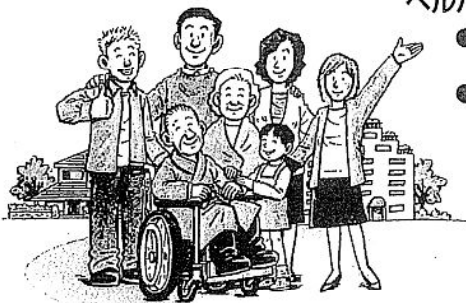
地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス
(公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

迅速で丁寧、
かつ適正なお支払い!!

社会福祉施設の事故・紛争
円満解決のために

プラン 1 施設業務のための補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

▶補償金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	33,000~59,400円
51~100名	66,000~94,200円
101~150名	96,000~103,200円
151~200名	104,700~110,700円
以降1名~10名増ごと	1,500円

●見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,400円 通所: 1,500円
-----------------	---	---

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン 2 施設利用者のための補償 (普通傷害保険)

①入所型施設利用者の傷害事故補償 ②通所型施設利用者の傷害事故補償

▶補償金額

(10口まで加入できます)

	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)

保険期間1年職種級別A級

	定員1人1口あたり
入所型施設利用者	1,410円
通所型施設利用者	960円

③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、2-①、②の普通傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員のための補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

①施設の労災上乗せ補償 ②施設職員の傷害事故補償 ③施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (SJ10-11484, 2011/2/9)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。